

平成30年第11回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年11月26日)

召集年月日 平成30年11月26日(月)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成30年11月26日 午後2時58分

閉会 平成30年11月26日 午後3時31分

出席農業委員(8名)

1番 早川和夫(会長) 5番 山本修 8番 松宮重信(職務代理)
9番 細川正博 10番 木村憲雄 11番 櫻井隆治
12番 松井厚雄 14番 古池洋子

欠席委員(4名)

2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門 4番 岡 秀夫
6番 神野淳一

出席事務局

局長 板谷則昭 書記 谷口有利子

提出議案

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について
議案第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及
び所有権移転許可申請審議について
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及
び使用貸借権設定許可申請審議について
議案第40号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及
び所有権移転許可申請審議について
議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農地利用集積計画審議について

事務局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、平成30年第11回
おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
2番 溝口委員、3番 菅原委員、4番 岡委員、6番
神野委員の4名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております
6議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさ
つをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、平成30年 第11回おおい町農業委員会を招
集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい
中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業
委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。
よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂
きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろ
しいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、9番 細川委員さんと10番 木村委員さん
を指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による
農地の所有権移転許可申請審議について を議題としま
す。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第36号は、〇〇の〇〇氏の所有する農地を、同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。
(議案朗読)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 はい。
この申請につきましては、21日に古池委員と現地を確認いたしました。
当該農地は〇〇氏の〇〇に隣接しており、同氏が〇として利用したいとのことでありますので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございます。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程 3 議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第 37 号は、〇〇の〇〇氏の所有する農地を、同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
許可基準は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員 はい。
この申請につきましても、21 日に古池委員と現地を確認いたしました。
当該農地は、現在も〇として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 〇〇地区の下限面積は何反か。

谷口書記 〇〇 a、〇反です。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 4]

議長　　日程4 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　はい、議長。

議案第38号は、〇〇〇在住の〇〇氏が所有する農地を、〇〇の〇〇氏が〇〇〇〇〇を整備するため転用するものがあります。

詳細は書記に説明させます。

書記　　はい。

(議案朗読)

資料12ページのとおり、当該農地の隣にある〇〇氏の管理する〇〇〇〇の〇〇用の〇〇〇を〇〇〇整備する計画とのことです。現在、〇〇〇〇の〇〇〇には〇〇〇〇〇〇が〇〇できる場所がありますが、〇〇〇〇は〇〇〇あり、〇〇〇に〇〇ずつ使用してもらうには〇〇〇〇〇〇〇〇〇を設置したことから〇〇〇が〇〇〇不足していること、また〇〇〇〇〇〇から〇〇の〇〇〇で〇〇することがあるため〇〇〇〇以外の〇〇〇〇を確保してほしいとの意見があることから、今回の計画となったとのことでした

申請地は、300m以内に〇〇〇〇〇があることから、市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。よって転用可能と判断します。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員　　はい。

この申請につきましても、21日に古池委員と現地を確

認いたしました。

申請地は現在、耕作がされておらず、農地としての生産性も低いと思われ、転用は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 登記はどのような手順になるのか。

谷口書記 まず、所有権移転を行ってから〇〇〇整備し、その後登記地目を農地から変更することになると聞いています。

松宮委員 転用の場合は、所有権を持つためには下限面積は関係ないのか。

谷口書記 農地転用として許可を出すことになるため、転用を前提にした所有権移転の場合、下限面積は関係ありません。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

議長 日程5 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。

 議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第39号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地を、
〇で同じく〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇を建築するため転用する
ものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。
(議案朗読)
借受人の〇〇〇〇氏は、最近〇〇し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇
ことから〇〇〇〇と〇〇する〇が〇〇になってきたとのこ
とで、〇〇の所有する当該農地に〇と〇〇とで〇〇〇〇を
〇〇〇〇とのことです。
当該農地は道に接する側が〇〇を建築しづらい形状をし
ていることから、通路を設けて道路から15メートルほど
奥の部分を〇〇〇として分筆するとのことです。
申請地は、300m以内に〇〇〇〇〇があることから、
市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。
よって転用可能と判断します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ
きまして、農地委員さんに現地確認をしていただいております
のでご報告願います。

細川委員 はい。
本件につきましても、21日に古池委員と現地を確認い
たしました。
申請人の家族で、〇〇で〇〇建築できる土地を検討した
ところ、この農地が最適であったとのことで、転用は問題
ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 所有権移転ではなく、貸借権設定でよいのか。

谷口書記 貸借権設定とのことです。この場合、土地名義は〇〇〇
〇氏のまま、その上に建てる住宅は〇〇〇〇氏の名義にな

ります。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第39号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
議案第40号は、〇〇在住の〇〇〇〇氏ほか1名が所有する農地を、〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇と〇〇を繋ぐ通路を確保するため転用するものです。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
資料21ページをご覧ください。譲受人の〇〇〇〇氏の〇〇は現在〇〇とは接しておらず、〇〇に出るためには〇〇の〇〇の〇〇を使用しているとのことです。この〇〇は幅が〇メートル程しかなく、〇〇〇に〇〇〇の〇〇〇〇もできないことから、譲渡人と協議の上、〇〇と〇〇の間にある当該農地を〇〇として転用するため譲り受けることとなったとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、申請地は、住宅等が連なっている区域である〇〇に近接する10ha未満の区域にある農地として第2種農地に該当します。第2種農地

は代替性がない場合に許可できますが、〇〇と〇〇の間にある当該農地以外には転用目的として使用できる土地はなく、代替性がなく転用可能であると判断します。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい。
本件につきましても、21日に古池委員と現地を確認いたしました。
事務局の説明のとおり、〇〇と〇〇を繋げる〇〇として使用したいとのことであり、代替性もなく、譲受人の安全・利便性を考えても転用はやむを得ないものと判断します。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 7]

議長 　　日程7 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い

します。

局長

はい、議長。

報告第41号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。

詳細につきまして、書記に説明させます。

書記

はい。

(議案朗読)

今回の設定は、借受人の始期が平成〇〇年〇月〇日からの〇件でございます

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、借受人の〇〇〇〇〇氏が現在利用権設定を受けている農地は、〇〇筆、〇〇〇〇〇㎡となっています。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員

はい。

本件につきましても、21日に事務局より利用権設定の経緯の報告を受けまして、問題ない農地であると判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

それでは、議案第41号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

松宮委員

資料の「外」や「他」の記載の意味は。

谷口書記

「外」は農振農用地から除外された農地、「他」はもとから農振農用地ではない農地という意味となっています。

議長

他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成30年第11回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。